

水道料金の適正化について

- 1 これまでの審議内容のまとめ
- 2 水道料金の具体的改定（案）
- 3 答申書の作成について

1 これまでの審議内容のまとめ

(1) 料金改定の必要性

① 国庫補助金の採択要件である「料金回収率 100%以上」の維持

➡ 供給単価／給水原価

② 浄水施設整備事業（2028～2035年）に向けての資金確保



では、なぜ20%改定が必要なのか？

- 改定率15%では、20%改定と比較して年間約700万円の減収となり、浄水施設整備事業が始まる2028年までに十分な資金確保が望めない。
- 事業費が大きくなり支出額が増加して自己資金が不足すると、起債の前借りや一時借入が必要となる。

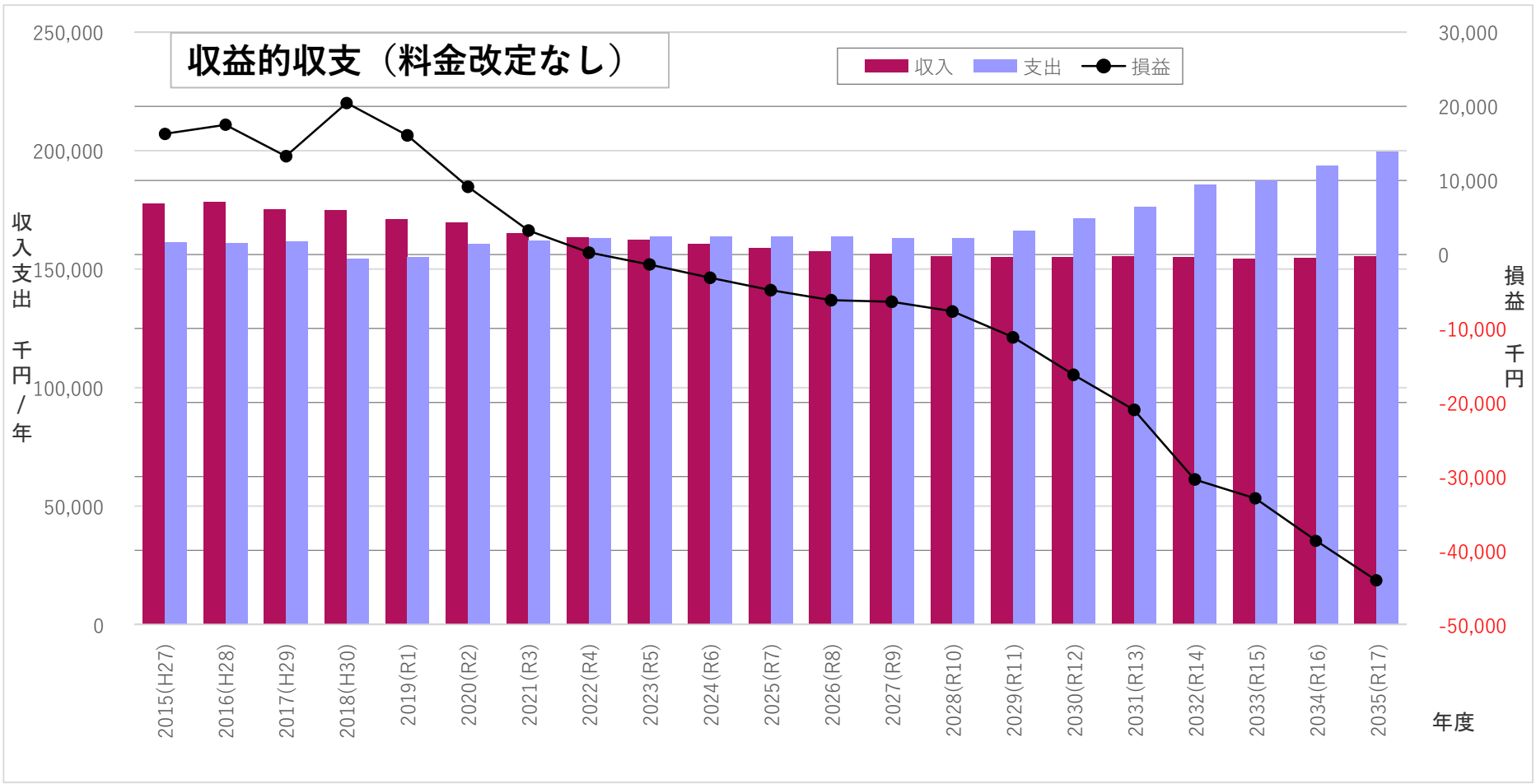


令和3年度に料金改定20%を行うと…

- ・収支のバランスが改善し…

- ① 2031（R13）年度まで、料金回収率100%以上を維持できる。
- ② 2031（R13）年度まで、黒字経営を維持できる。
- ③ 2031（R13）年度には、資金残高約4億1,200万円の資金を確保できる。

収益的収支（料金改定なし）



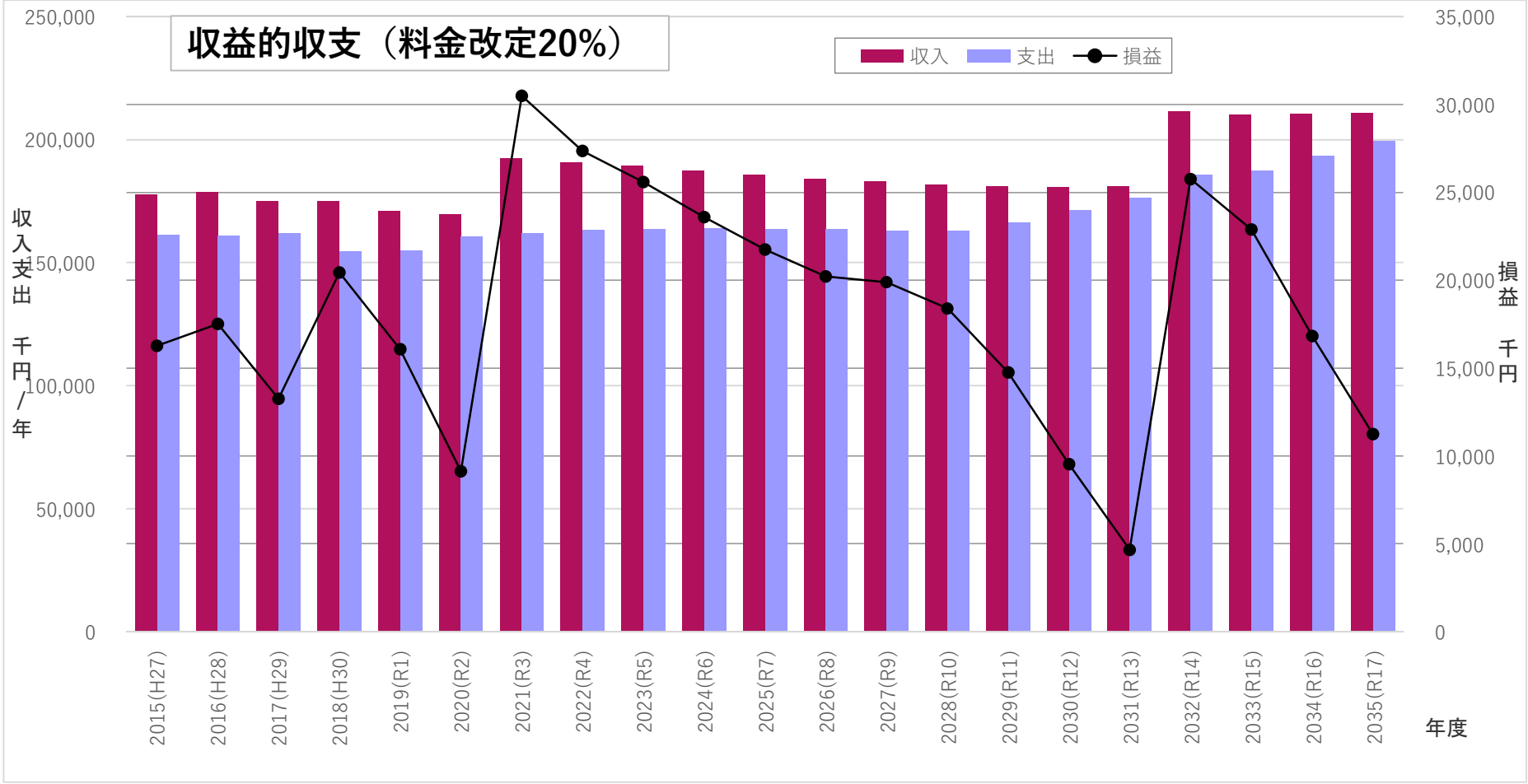
収益の収支（料金改定20%）

収入 支出 損益

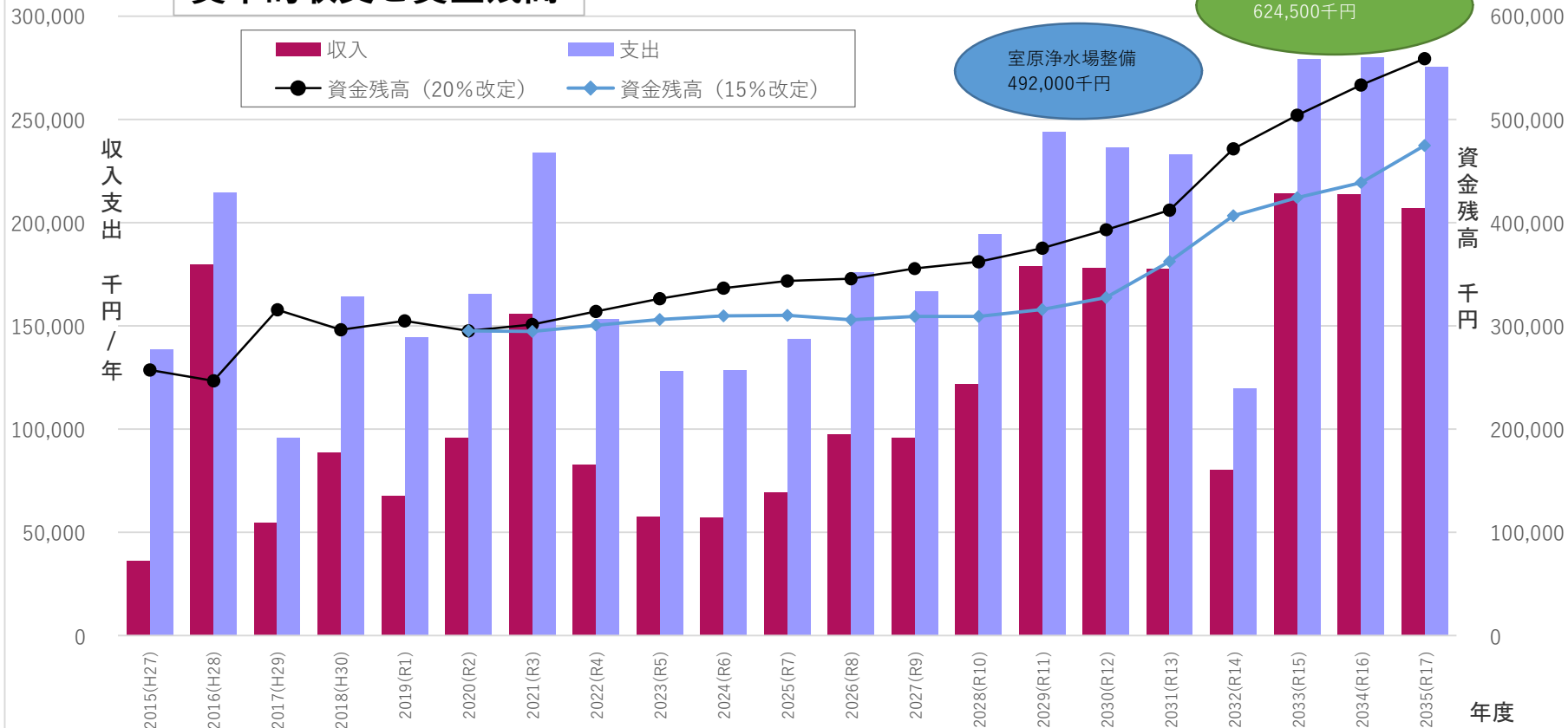
収入
支出
千円
/年

損益
千円

年度



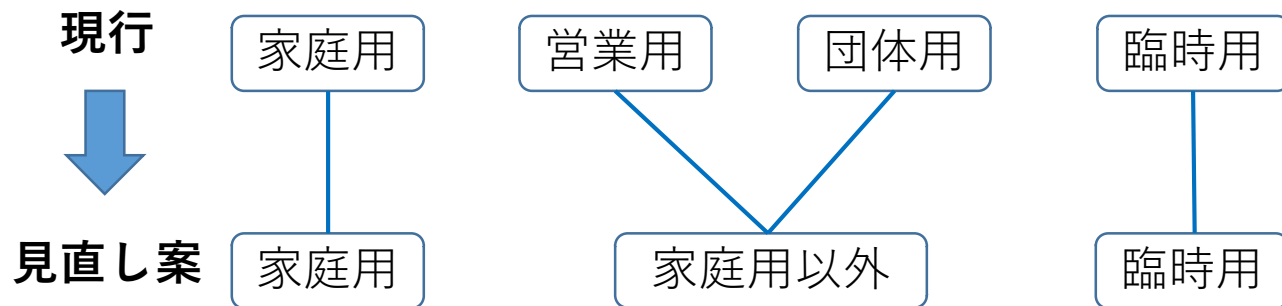
資本的収支と資金残高



(2) 用途種別の見直し

佐川町の料金体系

- ◆ 用途別・二部料金制（基本料金＋超過料金）
- ◆ 基本水量は臨時用以外、すべての種別で8 m³に設定
- ◆ 超過料金は、用途種別ごとの単一従量制を採用
- ◆ 種別の簡素化をはかり分かりやすい料金体系にするため、用途別料金制の県内事業者を参考に、営業用と団体用の用途種別を統一する。



(3) 経費削減の取り組み

◆ 水道メーター検針回数の見直し

毎月検針・毎月請求 → 隔月検針・毎月請求へ変更

◆ 費用削減効果額

年間 約250万円

◆ 令和3年4月から開始予定

【注意】 令和3年度の給水収益調定は11か月分となる。

2 水道料金の具体的改定（案）

（１）料金改定率

【現行】

用途種別	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ につき)
家庭用	8 m ³	7 1 4 円	8 8 円
営業用			1 1 0 円
団体用			1 0 5 円
臨時用	なし	1 m ³ につき 1 1 0 円	



【20%改定案】

用途種別	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡につき)	増加額
家庭用	8 ㎡	8 5 7 円	1 0 6 円	1 8 円
家庭用以外			1 3 0 円	2 0 円
				2 5 円
臨時用	なし	1 ㎡につき 2 1 0 円		1 0 0 円

家庭用（1ヶ月分）

【現行・メーター口径13mm】

（単位：円）

水道使用量	基本料金	メーター	超過料金	計	10%税込
8m³まで	714	72		786	864
10	714	72	176	962	1,058
15	714	72	616	1,402	1,542
20	714	72	1,056	1,842	2,026
25	714	72	1,496	2,282	2,510
30	714	72	1,936	2,722	2,994
35	714	72	2,376	3,162	3,478
40	714	72	2,816	3,602	3,962
45	714	72	3,256	4,042	4,446
50	714	72	3,696	4,482	4,930



【20%改定案・メーター口径13mm】

（単位：円）

水道使用量	基本料金	メーター	超過料金	計	10%税込	増加額
8m³まで	857	86		943	1,037	173
10	857	86	212	1,155	1,270	212
15	857	86	742	1,685	1,853	311
20	857	86	1,272	2,215	2,436	410
25	857	86	1,802	2,745	3,019	509
30	857	86	2,332	3,275	3,602	608
35	857	86	2,862	3,805	4,185	707
40	857	86	3,392	4,335	4,768	806
45	857	86	3,922	4,865	5,351	905
50	857	86	4,452	5,395	5,934	1,004

営業用（１ヶ月分）

【現行・メーター口径13mm】

（単位：円）

水道使用量	基本料金	メーター	超過料金	計	10%税込
8m ³ まで	714	72		786	864
10	714	72	220	1,006	1,106
20	714	72	1,320	2,106	2,316
30	714	72	2,420	3,206	3,526
40	714	72	3,520	4,306	4,736
50	714	72	4,620	5,406	5,946
60	714	72	5,720	6,506	7,156
70	714	72	6,820	7,606	8,366
80	714	72	7,920	8,706	9,576
90	714	72	9,020	9,806	10,786
100	714	72	10,120	10,906	11,996



家庭用以外（１ヶ月分）

【20%改定案・メーター口径13mm】

（単位：円）

水道使用量	基本料金	メーター	超過料金	計	10%税込	増加額
8m ³ まで	857	86		943	1,037	173
10	857	86	260	1,203	1,323	217
20	857	86	1,560	2,503	2,753	437
30	857	86	2,860	3,803	4,183	657
40	857	86	4,160	5,103	5,613	877
50	857	86	5,460	6,403	7,043	1,097
60	857	86	6,760	7,703	8,473	1,317
70	857	86	8,060	9,003	9,903	1,537
80	857	86	9,360	10,303	11,333	1,757
90	857	86	10,660	11,603	12,763	1,977
100	857	86	11,960	12,903	14,193	2,197

(2) 料金改定の時期

◆ 令和3年4月1日改定の場合 … 令和3年度増収見込額 約855万円

令和3年3月31日以前から使用	➡	令和3年5月使用 (7月請求) 分
令和3年4月1日以降から使用	➡	令和3年4月使用 (6月請求) 分

◆ 令和3年7月1日改定の場合 … 令和3年度増収見込額 約180万円

令和3年6月30日以前から使用	➡	令和3年8月使用 (10月請求) 分
令和3年7月1日以降から使用	➡	令和3年7月使用 (9月請求) 分

3 答申書の作成について

答申とは

諮問機関が行政機関の問いかけを受け、回答として意見を述べること

答申書の内容

- 1 審議事項 審議による結論事項の記載
- 2 附帯意見 答申にあたって附帯する意見の記載
- 3 附属資料 諮問内容、委員会委員名簿、委員会開催状況等

料金改定についてのスケジュール（予定）

	開催日時及び会場	審議内容等
第1回	令和2年7月28日（火）9：30～ 会場：佐川町役場 3階 委員会室	町長から委員会へ諮問 水道料金の適正化について （1）経営計画の概要説明 （2）水道料金の適正化について （3）今後の開催スケジュールの確認
第2回	令和2年8月31日（月）9：30～ 会場：佐川町役場 3階 委員会室	令和元年度決算について 水道料金の適正化について （1）水道料金体系の概要 （2）水道料金の構造別割合 （3）料金改定検討のポイント
第3回	令和2年9月29日（火）9：30～ 会場：佐川町商工会 2階 会議室	水道料金の適正化について （1）これまでの審議内容のまとめ （2）水道料金の具体的改定（案） （3）答申書の作成について
第4回	令和2年10月中旬 会場：	答申（案）について
答申	令和2年10月下旬又は11月上旬 会場：町長室	答申書の手交
議会審議	令和2年12月定例会	料金改定についての「給水条例改正案」を提出し、議会にて審議
使用者への周知	令和3年1月～6月	広報、町ホームページ、チラシにて使用者へ周知
料金改定	令和3年4月	